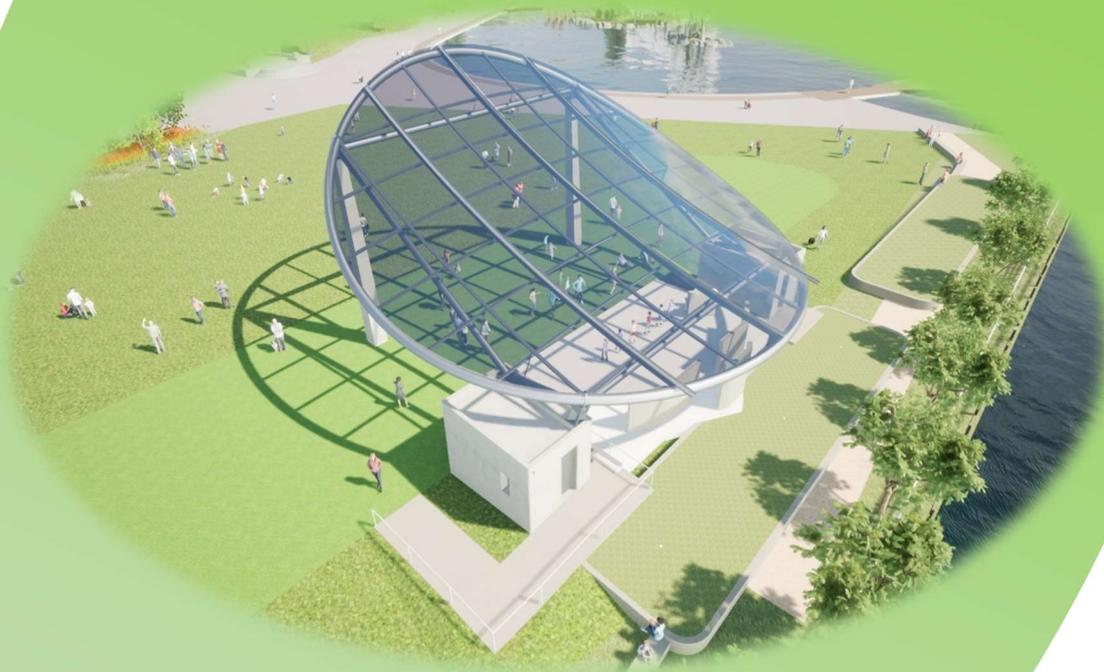


津島市都市計画公園の  
見直し方針



津島市都市計画課

## はじめに

当市の道路や公園等の施設の多くは、人口の増加や経済の発展、市街化の拡大を前提として都市計画決定されてきました。しかし、近年は人口減少や少子高齢化等の社会情勢の変化に伴い、経済が衰退傾向にあります。また、公共施設の維持管理費や更新費の増大などにより財政状況が緊迫している状況です。

このように厳しい社会情勢の中、都市計画決定された道路、公園などの都市施設の一部では、長期間にわたり着手できておらず、都市計画による建築制限を課した状態などの問題が生じています。

近年では、都市活動の効率化を目指し、既存の市街地の質と価値を高め、居住や都市機能の集約化を行うコンパクトなまちづくりを目指しています。このような中で、これまでの取組状況や現況の緑を分析し、上位計画である「津島市総合計画」、「津島市都市計画マスタープラン」、「津島市立地適正化計画」や「津島市緑の基本計画」等に適合するとともに、長期未着手となる都市計画公園においては、使える身近な公園として再配置を行い、防災や都市環境のさらなる利便性や快適性の向上を図るため見直しを進めることとしています。

この見直しを円滑に進めるために当市の実情に応じた「津島市都市計画公園の見直し方針」を策定し、基本的な方針を示すことにしました。

## 目次

### 第1章 都市計画公園

1 都市計画公園とは	4
2 都市計画公園の現状	5~6
3 上位計画との関係	7

### 第2章 津島市の現状

1 津島市の人口推移	8
2 都市公園等の面積	9
3 市民の意識調査	10
4 防災・環境意識の高まり	10
5 公園での取組	11~12
6 新規に検討している公園等	13~15

### 第3章 都市計画公園の見直し

1 長期未着手公園とは	16
2 都市計画制度の改正	16
3 見直しの必要性	17

### 第4章 都市計画公園の見直し方針

1 見直し公園の現況	18
2 都市計画決定の経緯	19
3 見直しの方向性	19
4 見直しフロー	20

### 第5章 見直しの検証

1 公園の徒歩圏域	21
2 検証結果一覧	22~27
3 まとめ	28

## 第1章 都市計画公園

### 1. 都市計画公園とは

住民のレクリエーション活動の場の確保、生活環境の整備保全、都市の安全性の向上、及び良好な都市景観の形成という4つの観点から整備を図り、もって都市の健全な発展と円滑な都市活動を確保することを目的として定めるものです。

公園の計画は、都市の規模、性格、形態、住民のレクリエーション需要等を考慮し、土地利用や都市施設等との調整を図るとともに災害並びに公害の防止、環境の改善、都市景観の向上等の観点に立ち計画するものです。

都市施設とは・・・

都市での諸活動を支え、生活に必要な都市の骨組みを形作る施設で都市計画に定めることができるもののこと。例：道路、公園、下水道等

表 本市の都市計画に定める公園の種類と概要

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休憩、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園
緩衝緑地等	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地

(参考：「国土交通省ホームページ」)

## 2. 都市計画公園の現状

当市の都市計画公園は、令和元年度末時点で約 30.15ha 整備されており、約 6.66ha が長期未着手又は事業中の区域となっています。

表 都市計画公園等の概要

種類		名称		計画面積(ha)	供用面積(ha)	決定(当初)	
都市公園	都市基幹公園	総合	5・5・101 天王川公園	12.30	12.00	S14.6.24	
		運動	6・5・101 東公園	12.50	12.50	S49.2.20	
		小計		24.80	24.50		
	住区基幹公園	街区	2・2・2101 老松公園	0.15	0.15	S48.1.31	
		街区	2・2・2102 北公園	0.76	0.00	S14.6.24	
		街区	2・2・2103 金柳公園	0.14	0.14	S49.2.27	
		街区	2・2・2104 今市場公園	0.18	0.18	S53.6.19	
		街区	2・2・2105 大坪公園	0.10	0.10	S55.12.22	
		街区	2・2・2106 南本町公園	0.36	0.36	S57.7.20	
		街区	2・2・2107 東洋町公園	0.12	0.12	S60.4.3	
		街区	2・2・2108 立込公園	0.10	0.10	H1.11.28	
		近隣	3・3・211 西公園	2.70	0.00	S14.6.24	
		近隣	3・3・212 愛宕公園	1.00	0.00	S14.6.24	
		近隣	3・3・213 南公園	1.90	0.00	S14.6.24	
		近隣	3・3・214 海西公園	2.10	2.10	S61.12.12	
		小計		9.61	3.25		
		緩衝緑地等	都市緑地	第1号 市民の森	2.40	2.40	S53.12.7
			小計		2.40	2.40	
			計		36.81	30.15	

下記は当市における都市計画公園の位置図になります。

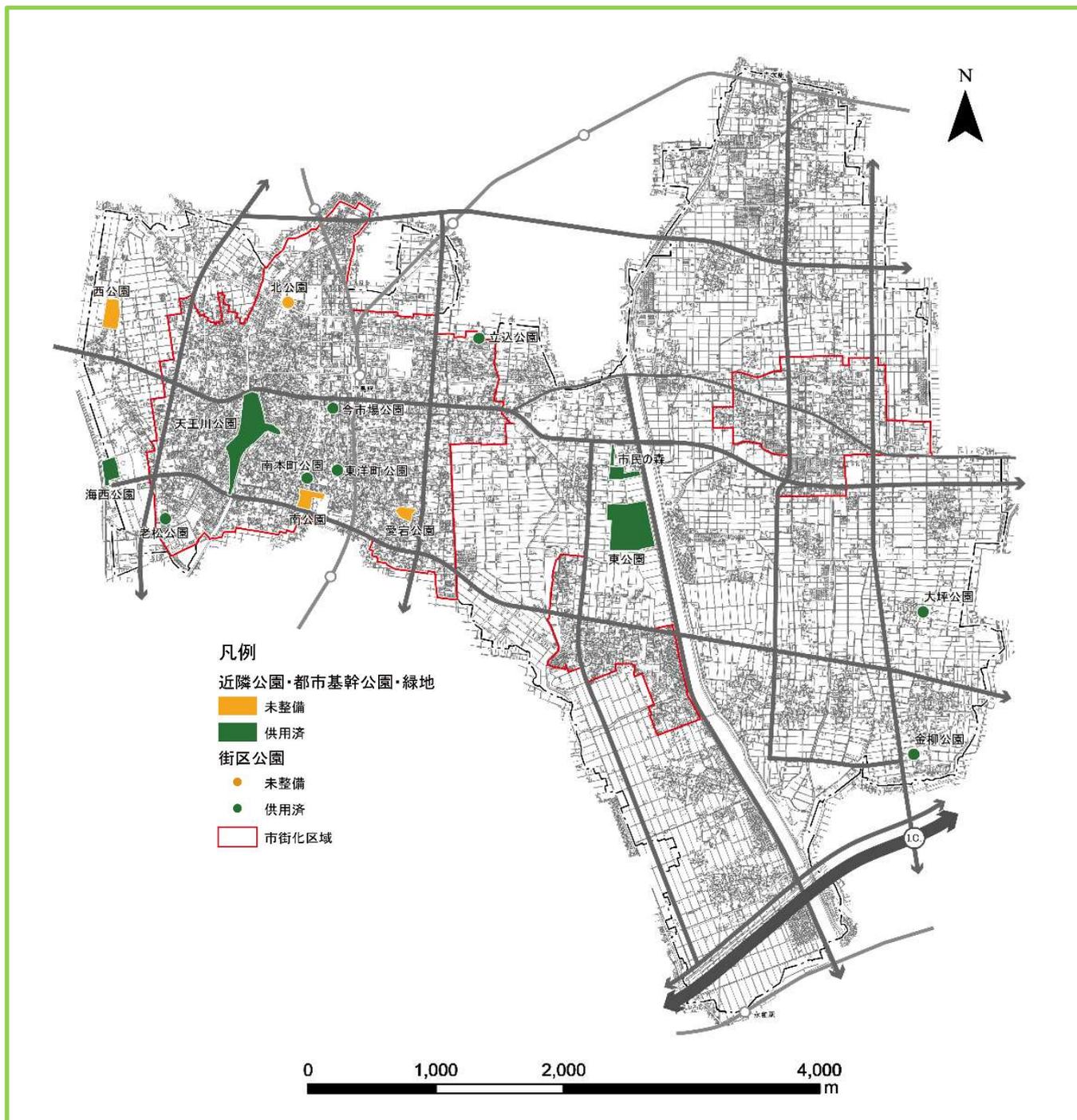


図 都市計画公園の位置図（出典：「津島市都市計画マスタープラン」R3.12）

### 3. 上位計画との関係

#### (1) 第5次津島市総合計画

第5次津島市総合計画では、限られた財源の中で公園の魅力を高めるために、民間活力を導入した公園整備や管理運営を推進するとともに、今後の人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、未整備の公園については、めざすべき都市構造にあわせて見直し等をすることとしています。

#### (2) 津島市都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランでは、コンパクトな都市構造へ転換していくなかで、現存する公園の適切な維持管理を行うほか、長期未着手となる都市計画公園については身近な公園として徒歩圏内に再配置を行うこととしています。

また、みどり（公園・緑地等）の方針の実現に向けては「津島市緑の基本計画」に基づき進めていくことにしています。

#### (3) 津島市立地適正化計画

天王川公園については Park-PFI 等により、市民ニーズに応じた質の高い公園を創出するとしており、今般実現しているところです。また、長期未着手の都市計画公園については、見直しを行い、再配置を進めることとしています。

#### (4) 津島市緑の基本計画

以下の視点から緑の配置方針（一部抜粋）を設定しています。

- ④「生活」（健康・レクリエーション等）：コンパクトな都市構造への転換を推進するとともに、長期未着手の都市計画公園や生活圏内に公園が不足する地域を解消するため、市内の小規模な身近な公園を含め、都市公園等の配置を見直す。

緑地の保全及び緑化の推進のための施策では以下について記載されています。

#### (3) 新たなみどりをつくり、育む

##### ①都市公園等の整備

人口減少や少子高齢化を始めとする社会情勢の変化への対応のほか、コンパクトな都市構造へ転換していくなかで、長期未着手となる都市計画公園（愛宕公園、西公園、南公園、北公園）においては、生活徒歩圏として使える身近な公園として再配置を行い、さらなる利便性や快適性の向上を図ることとしています。

## 第2章 津島市の現状

### 1. 津島市の人口推移

将来人口のグラフのうち、「①パターン1 国立社会保障・人口問題研究所」の将来人口推計では、令和47年（2065年）の本市の人口は約3.1万人、平成27年（2015年）の人口（63,431人）の半分程度まで減少することが予測されています。

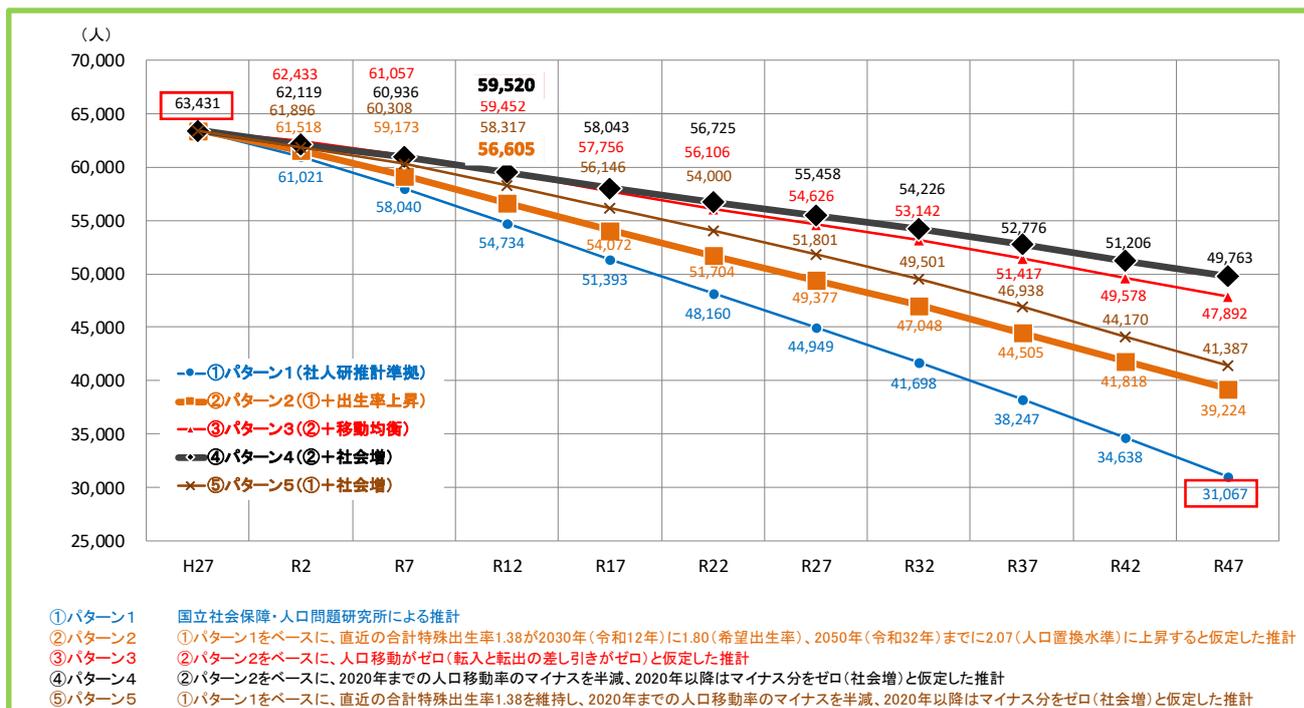


図 津島市の人口推移（出典：「津島市都市計画マスタープラン」 R3.12）

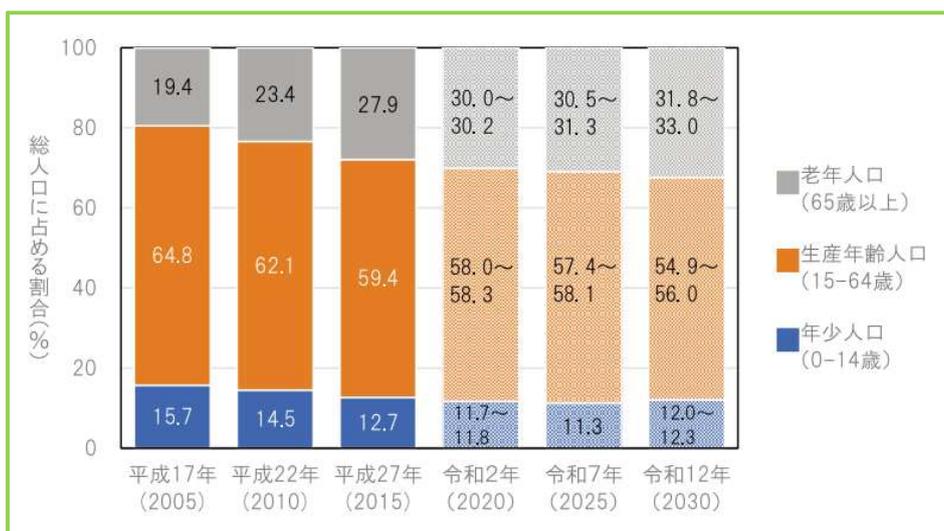


図 津島市の年齢別人口（出典：「第5次津島市総合計画」 R3.9）

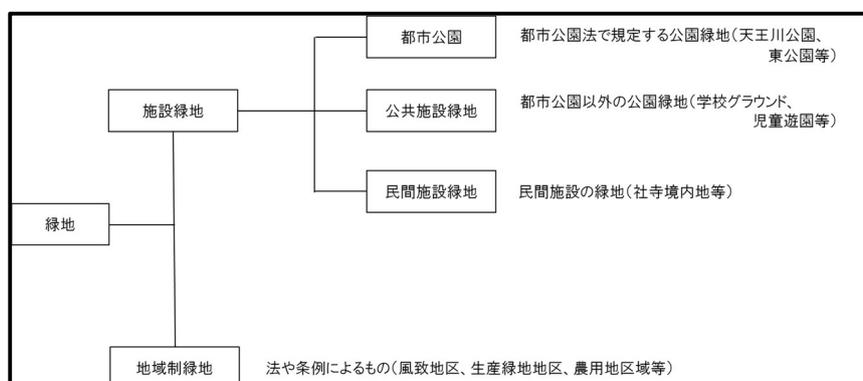
## 2. 都市公園等の面積

当市の令和元年度末時点の都市公園等の面積は約 59ha となっており、市民一人当たりの都市公園等の面積は 9.6 m<sup>2</sup>/人となります。

都市公園法施行令において、都市公園の市民一人当たりの標準面積は 10 m<sup>2</sup>とされていますが、第 5 次津島市総合計画における令和 12 年の人口予想を基に、都市公園等の面積を算出すると、市民一人当たり 10 m<sup>2</sup>以上確保でき、法令の標準面積を満たすこととなります。

表 緑地の面積

			現況単位(ha)	
			令和元年度末	
			市街化区域	市全域
施設緑地			34.56	74.44
	都市公園等	都市公園	24.87	59.25
		公共施設緑地	12.97	30.15
		民間施設緑地	11.90	29.10
	民間施設緑地		9.69	15.19
地域制緑地			45.44	780.57
	風致地区		16.60	16.60
	生産緑地地区		24.30	24.30
	農用地区域		0.00	664.20
	その他		4.54	75.47
緑地 計			64.40	838.59
(重複控除)			15.60	16.43
人口(人)			39,490	62,024
面積(ha)			666	2,509
市民一人当たりの都市公園等の面積(m <sup>2</sup> /人)			6.3	9.6
面積に対する緑地面積の割合(%)			9.7	33.4



(出典：「津島市緑の基本計画」 R3.12)

### 3. 市民の意識調査

市民意識調査の結果では、「緑などの自然環境に満足している」割合が半数以上を占めており、日常生活の中で一定数の緑地が形成されています。一方、「自然豊かなまちの形成（身近な公園や緑地に関する整備等）」や「個性ある都市景観の形成（歴史・自然的な景観の保全等）」など行政が行う施策満足度の割合が2割程度と低い評価となっています。

このため、市民ニーズでは緑の形成に関する施策充実度が求められている状況です。

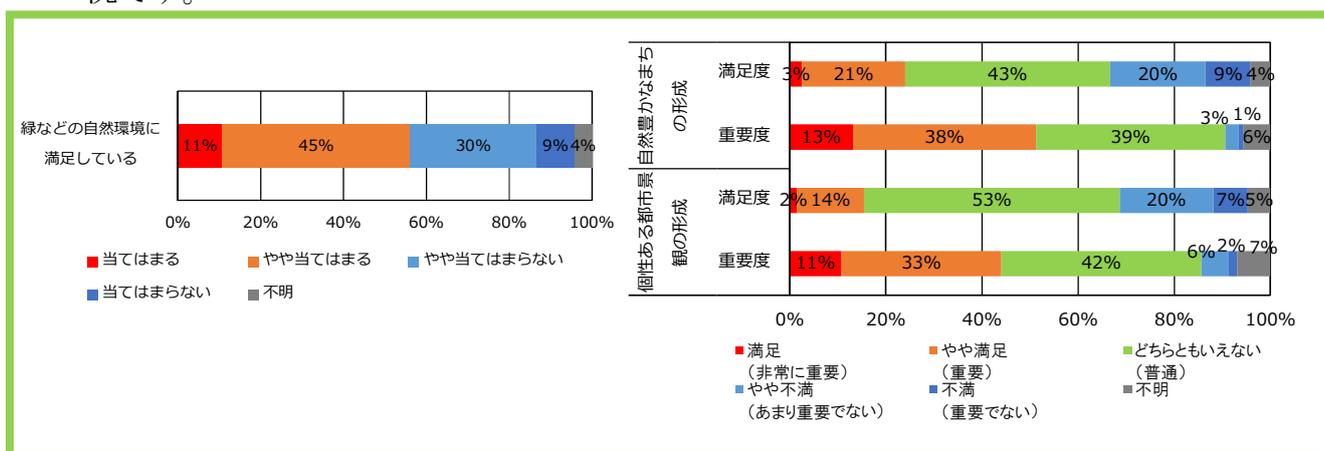


図 市民の意識調査（出典：「津島市緑の基本計画」R3.12）

### 4. 防災・環境意識の高まり

近年、発生が予想される大地震やヒートアイランド現象等の気象環境の激化などにより、都市のなかにある公園や緑に求められる役割が変化してきています。また、年平均気温は世界規模で上昇傾向であり、日本でも同様な傾向となっているため、政府はカーボンニュートラル・脱炭素社会の転換を目指しています。

2011年3月に東日本大震災、2016年4月に熊本地震等、近年、日本では巨大地震が発生しています。当市にも多大な影響を及ぼす南海トラフ地震の発生確率も極めて高いと予想され、このような巨大地震に対して十分な対策が必要となります。

災害復旧に当たっては、公園を自衛隊の駐屯地や市民の避難場所等に活用することが期待できます。当市においても、災害時に公園が果たす役割を十分に検討し防災力を強化することが必要です。

## 5. 公園での取組

### (1) Park-PFI 事業等

津島市のシンボルである天王川公園では、民間事業者のアイデア、ノウハウ、資金等を活用して公園利用者の利便性の向上、公園管理者の財政負担の軽減を目的に「Park-PFI 事業」や寄付金を活用した整備を行っています。これにより、イベントによる通年の賑わいの創出、来園者の滞在時間の延伸や憩いの増進等を推進し、公園全体の質の向上を図っています。



図 天王川公園での Park-PFI 事業の取組 (出典：津島市ホームページ)

## (2) 津島市公共施設の里親制度 (アダプトプログラム)

市民が公園など身近な公共施設の「里親」となって清掃美化や植栽活動を行う活動のことで、現在 12 団体が活動をしています。

アダプトプログラムの活動により、歩道や植込みのゴミが減り、花の植付けによる街の美化意識も高まり、地域の活性化やイメージアップにもつながっています。



写真 清掃活動状況 (出典：津島市ホームページ)

## 6. 新規に検討している公園等

現在、新規で公園や広場等を検討しており、その位置図を下記に示します。

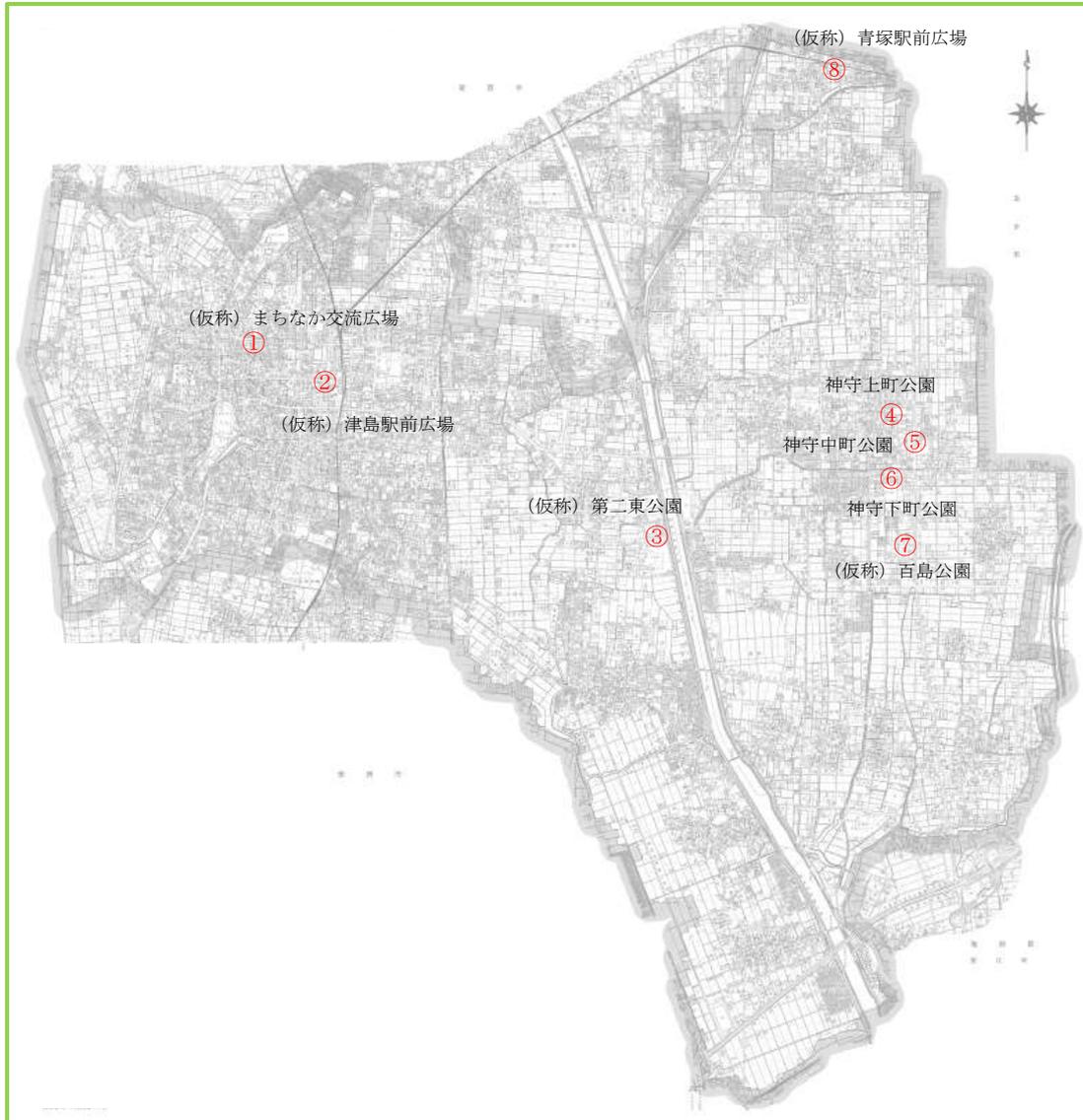


図 検討中の新規公園、広場等の位置図 (R5. 12 時点)

番号	名称	場所	予定面積 (ha)
①	(仮称) まちなか交流広場	池須町地内	0.14
②	(仮称) 津島駅前広場	錦町地内外	未定
③	(仮称) 第2東公園	中一色町地内外	未定
④	神守上町公園	神守町字中切地内	0.25 (R5 年度末供用予定)
⑤	神守中町公園	神守町字中町地内	0.18 (R5 年度末供用予定)
⑥	神守下町公園	神守町字五反田地内	0.22
⑦	(仮称) 百島公園	百島町字観音坊地内	0.45
⑧	(仮称) 青塚駅前広場	青塚町地内	未定

### ①（仮称）まちなか交流広場

本地区は、津島市の歴史的な町並みを残すエリアにありますが、若年子育て世代の人口の減少や多様な活動が展開できるパブリックスペースが不足しています。（仮称）まちなか交流広場から約1Km圏域にある名鉄津島駅から津島神社を繋ぐ新たな目的地として、さらに津島神社と天王川公園との回遊性を生み出す拠点となるような交流広場を検討しているところになります。

### ②（仮称）津島駅前広場

津島駅周辺では、天王川公園や津島神社等の本市固有の歴史・文化的な資源が集成している地区です。このため、緑豊かな公共空間を活かした、市の顔となる「正面玄関」として多様な都市機能が集積する便利で快適、にぎわいあふれるまちづくりを目標に駅前広場を検討しています。

駅東からのアクセス道路網及び駅西側の駅前広場等と一体となって、利便性が高く拠点の交流を促進する駅前広場として、公共空間の緑化施設の創設を行い緑豊かな環境を保全していきます。

### ③（仮称）第2東公園

都市計画マスタープランにおいて、津島駅周辺、東公園、（都）名古屋津島線整備に合わせた地域振興拠点である「東の玄関口」の3拠点を結び、多くの人が足を運び、多様な交流が生まれるまちづくりを形成することとしています。

このことから、東の玄関口サウンディング型市場調査等業務委託の調査結果等をもとに、土地利用及び緑の基本計画等からみた東公園一帯の在り方を検討中です。

また、想定する事業手法として PPP/PFI を代表する官民連携事業等の民間を活用した公園の再整備を検討しています。さらに、東公園と市民の森が近接しており、一体的な整備を見据え相互の連続性を高め利便性の向上のため、公園区域の拡張を含めた事業を検討しています。

### ④神守上町公園、⑤神守中町公園、⑥神守下町公園

防災拠点として、指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されている各地区の小中学校では、収容人数が必ずしも十分ではない状況にあります。特に、神守地区の市街化区域にはこうした避難場所等（オープンスペースなど）も少ない状況です。

こうした状況から、上記の3公園については、一時避難場所として神守小学校の隣接地に整備することにより、一体的に活用できるものと考えことから、発災直後の緊急的に退避できる場所として確保します。

また、当神守地区は日光川の堤防が液状化現象により沈下し、その後浸水すると想定されていることから、津波浸水からも同様に緊急的に避難できる場所の確保が必要となり、高所避難の機能を持ち合わせた公園整備を行うものです。

#### ⑦（仮称）百島公園

大規模な災害が発生した際に一時的に大量な廃棄物が発生し、道路の通行の妨げや災害復旧活動に遅延が生じることから、廃棄物の処理を円滑に進めるために、事前に災害時を想定した廃棄物置き場を考えておくことが必要です。

百島公園の平常時は一般の方に開放し、公園として利用してもらい、災害時の際は、一時の廃棄物置き場等として活用できるよう整備を行う予定です。

#### ⑧（仮称）青塚駅前広場

津島市都市計画マスタープランにおいて、北の玄関口として位置づけられた青塚駅周辺地区において地域の日常生活を支える身近な都市機能などの集約を図り、暮らしやすいまちなかを形成する地域生活拠点としてのまちづくりを進めます。本地区では地区内道路や広場等を整備するほか、地域に密着した店舗の誘導や居住環境の改善を検討しています。

### 第3章 都市計画公園の見直し

#### 1. 長期未着手公園とは

都市計画決定された公園は、区域内に建築に係る規制をかけるとともに、順次、用地取得や公園整備を行い、都市公園として供用していきます。しかし、都市計画決定した公園の中には、様々な原因で事業に着手できず、長期間未整備の公園があります。これを長期未着手公園と呼びます。

当市においても、都市計画決定はされているが、長期にわたって整備できていない公園があり、北公園、西公園、南公園、愛宕公園の4公園が該当しています。

津島市都市計画マスタープラン及び津島市緑の基本計画では、長期未着手公園について、身近な公園として徒歩圏内に再配置を行い、さらなる利便性や快適性の向上を図ることとしています。

#### 2. 都市計画制度の改正

人口減少や市民ニーズ等の社会情勢の変化に伴い、平成23年11月30日付けで「都市計画運用指針」が改正されました。

改正後	改正前
都市化の時代から安定・成熟した都市型社会への移行という状況に対応するために、これまでも都市計画法の改正が行われているところであるが、都市計画制度は実際に使われてこそ有効に機能するものであることからすれば、この運用についても、上に述べた社会経済状況の変化に的確に対応し、 <b>新規決定や追加のみならず、見直し・変更や整理を重視</b> して行われることが望まれる。	都市化の時代から安定・成熟した都市型社会への移行という状況に対応するために、これまでも都市計画法の改正が行われているところであるが、都市計画制度は実際に使われてこそ有効に機能するものであることからすれば、この運用についても、上に述べた社会経済状況の変化に的確に対応して行われることが望まれる。

上記のことから当市においても、社会情勢の変化を踏まえ、見直しや変更について検討することとします。

### 3. 見直しの必要性

当市の都市計画公園は、昭和 14 年に防空緑地機能の確保や人口増加に伴うまちづくりを推進するために都市計画決定されました。しかし 80 年以上の月日が経過し、現在では、人口減少社会へと情勢は変化しており、当時都市計画決定の理由とは社会情勢が大きく変化しています。

以上のことから長期未着手の都市計画公園及び一部未供用部分のある天王川公園については、現在の状況や市民ニーズ等に適合するように見直しをする必要があります。

## 第4章 都市計画公園の見直し方針

### 1. 見直し公園の現況

当市では、北公園、西公園、南公園及び愛宕公園の4公園が長期未着手公園になり、都市計画法第53条の建築制限の中で住宅等が建築され、既に住宅市街地が形成されています。天王川公園の一部未供用部分は、公園の外周を囲う堤防の内側にあり、現在、事業中となっています。

都市計画法第53条の建築制限により、区域内の土地所有者の方は公園事業が長期間実施されないことで、建替えや売買等を検討する中で土地利用に大きな制限がかけられています。

#### ○都市計画法第53条

都市計画施設の区域又は市街地再開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。

#### ① 趣旨

都市計画施設の円滑な整備をするため。

#### ② 建築物の主な許可基準

- ・階数が2階以下で地階を有しないこと。
- ・主要構造部が木造・鉄骨造・コンクリートブロック造・その他これらに類する構造であること。

## 2. 都市計画決定の経緯

昭和 14 年 6 月 24 日に防空・防災対策を主眼とする防空緑地機能の確保や人口増加に伴い、それに相応しいまちづくりを推進するため、都市計画決定が行われました。

## 3. 見直しの方向性

下記のとおり必要性、代替性、実現性の 3 つの視点から、見直しを行います。

### (1) 必要性

憩い、防災、スポーツ・レクリエーション、歴史・文化の 4 つの視点から公園を評価する。

7 点満点で評価し、3 点以下のものを必要性が低いと判断し、代替性の有無を検証する。4 点以上のものは実現性を検証する。

### (2) 代替性

#### ① 防災性の確保

- ・被災時に避難できるスペースが確保できるか
- ・計画地から徒歩圏内に一次避難所があるか

#### ② 代替機能を有する施設の有無

- ・歩いて行ける身近な公園が配置されているか

### (3) 実現性

#### ① 現在の土地利用状況

- ・計画地内の土地利用状況から実現性を判断

難易度の例		
土地所有者	土地利用	整備難易度
民有地	宅地	困難
	雑種地、農地	比較的容易

- ・計画地内に移設が困難な施設があるか（学校、神社等）

#### ② 都市計画事業の有無

- ・土地区画整理事業又は再開発事業があるか
- ・上記以外の都市計画事業があるか

#### 4. 見直しフロー

次のフローに従って、見直しを行います。

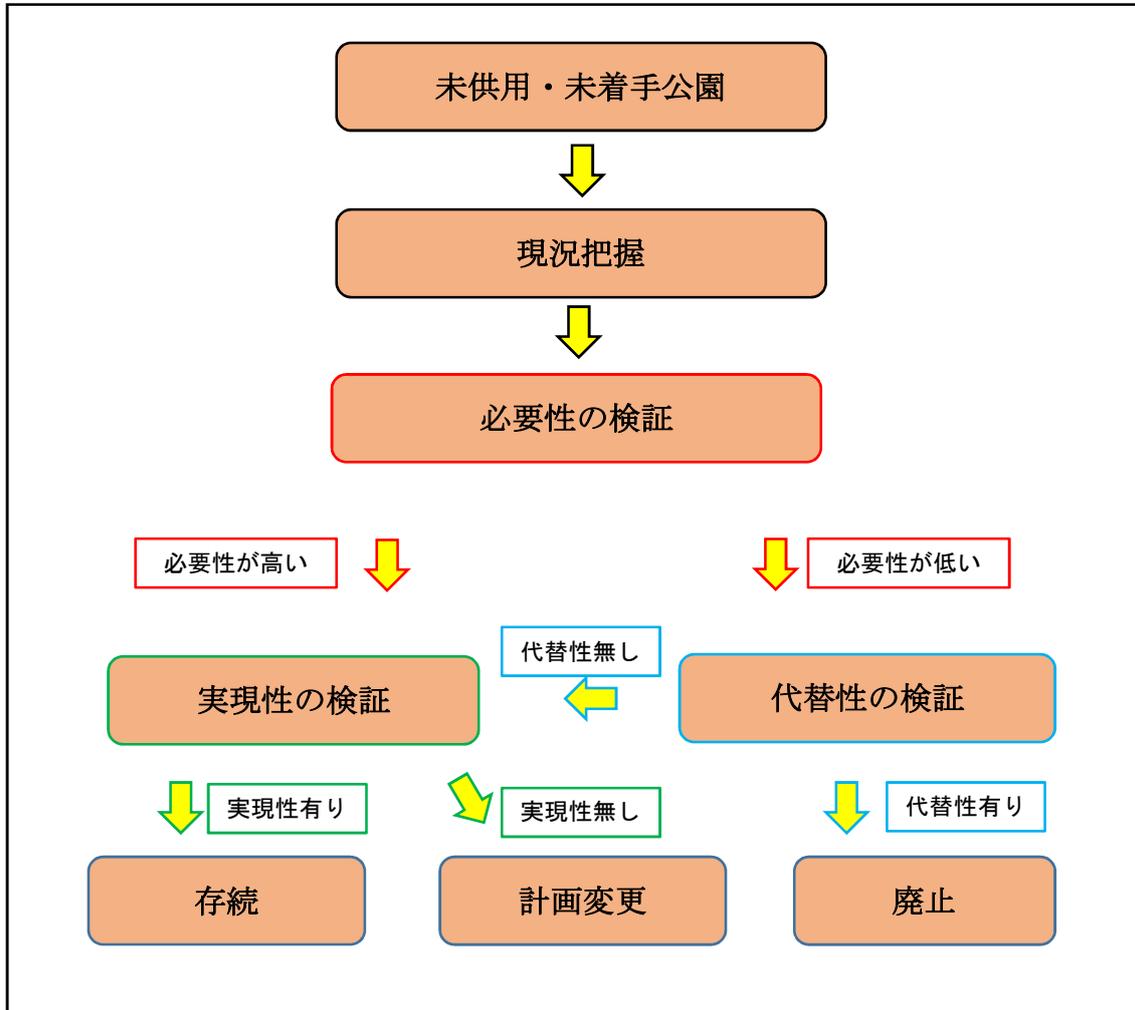


図 見直しフロー

## 第5章 見直しの検証

### 1. 公園の徒歩圏域

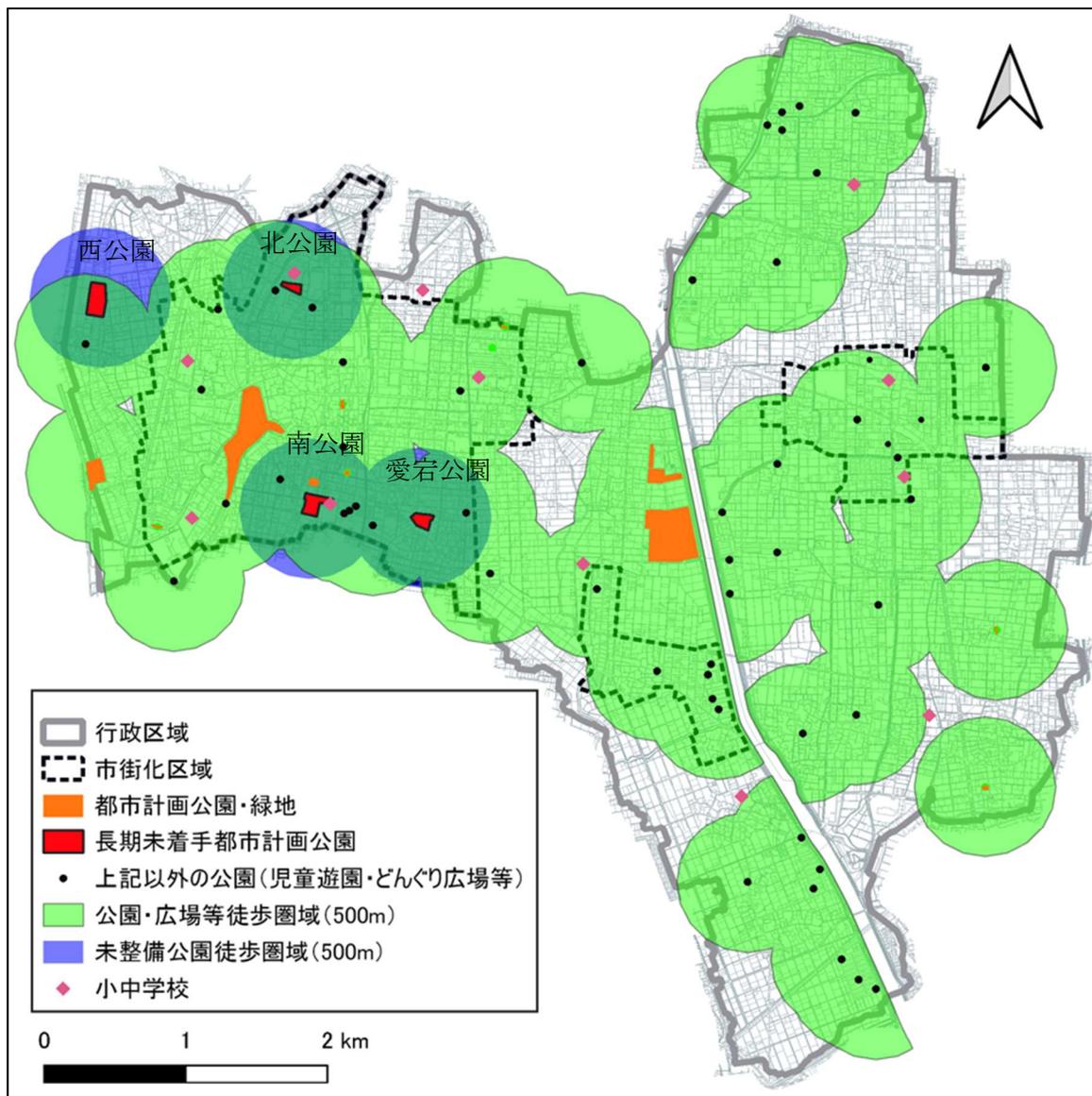


図 公園の配置と徒歩圏 (出典:「津島市緑の基本計画」R3.12)

※1 見直し対象公園から概ね半径500m圏内を歩いて行ける範囲とし、既存公園の500m圏域がカバーしていなければ公園が不足していると判断する。

徒歩圏域500mは「都市構造の評価に関するハンドブック(国土交通省)」を参照。

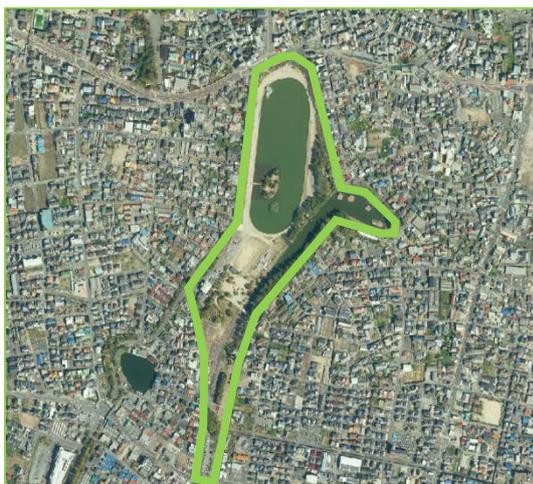
2. 検証結果一覧

		5.5.101 天王川公園	2.2.2102 北公園	3.3.211 西公園	3.3.212 愛宕公園	3.3.213 南公園
概要	種別	総合公園	街区公園	近隣公園	近隣公園	近隣公園
	位置	中地町1、2、3丁目及び宮川町1丁目地内 (市街化区域)	松原町、北町及び片岡町地内 (市街化区域)	大縄町2、3丁目、下新田町1丁目及び河田町2丁目地内 (市街化調整区域)	愛宕町5丁目地内 (市街化区域)	南本町5、6丁目及び常盤町4丁目地内 (市街化区域)
	面積	12.3ha	0.76ha	2.70ha	1.00ha	1.90ha
	都市計画決定(変更)	昭和14年6月24日 (昭和49年2月20日)	昭和14年6月24日 (昭和48年1月31日)	昭和14年6月24日 (昭和49年2月20日)	昭和14年6月24日 (昭和49年2月20日)	昭和14年6月24日 (昭和49年2月20日)
	経緯	かつては津島湊と呼ばれ、水上交通の要衝として栄えた。大正9年に開設起工式が行われた。	戦時中のなか、防空・防災対策を主眼とする防空緑地機能及び人口増加に伴い、公園の都市計画決定がされた。	戦時中のなか、防空・防災対策を主眼とする防空緑地機能及び人口増加に伴い、公園の都市計画決定がされた。	戦時中のなか、防空・防災対策を主眼とする防空緑地機能及び人口増加に伴い、公園の都市計画決定がされた。	戦時中のなか、防空・防災対策を主眼とする防空緑地機能及び人口増加に伴い、公園の都市計画決定がされた。
(1) 必要性	全ての視点で評価でき、6/7点。4点以上のため、 <u>必要性が高いと判断。</u>	憩い、防災の視点で評価でき、2/7点。3点以下のため、 <u>必要性が低いと判断。</u>	交流の視点で評価でき、1/7点。3点以下のため、 <u>必要性が低いと判断。</u>	憩い、防災の視点で評価でき、2/7点。3点以下のため、 <u>必要性が低いと判断。</u>	憩い、防災、歴史・文化の視点で評価でき、3/7点。3点以下のため、 <u>必要性が低いと判断。</u>	
(2) 代替性 ①防災性の確保	必要性が高いため検証なし	被災時に、小学校区の人数に対して、 <u>一次避難所あたり1㎡/人が確保できている。</u> 計画地から <u>徒歩圏域500m以内に、一次避難所である北小学校がある。</u>	被災時に、小学校区の人数に対して、 <u>一次避難所あたり1㎡/人が確保できている。</u> 計画地から <u>徒歩圏域500m以内に、一次避難所である西地域防災コミュニティセンターがある。</u>	被災時に、小学校区の人数に対して、 <u>一次避難所あたり1㎡/人が確保できている。</u>	被災時に、小学校区の人数に対して、 <u>一次避難所あたり1㎡/人が確保できている。</u> 計画地から <u>徒歩圏域500m以内に、一次避難所である南小学校がある。</u>	
②代替機能を有する施設の有無		近隣に北小学校、松原町小児童遊園、北町どんぐり広場等があり、 <u>北公園の徒歩圏域500mを補完できる。</u>	大縄町小児童遊園があるが、 <u>徒歩圏500mからはずれる区域がある。</u>	近隣に西愛宕住宅小児童遊園、愛宕町どんぐり広場等があり、 <u>愛宕公園の徒歩圏域500mを補完できる。</u>	南小学校、南本町公園等があり、 <u>南公園の徒歩圏域500mを補完できる。</u>	
(3) 実現性	事業中である。	代替性があるため検証なし	代替性があるため検証なし	代替性があるため検証なし	代替性があるため検証なし	
結果	全体で97.6%が供用しており、必要性が高く、事業中であることから未供用部分についても <u>存続</u> とする。	必要性が低く、徒歩圏域に代替機能を持つ公園等があること及び防災性の確保等ができることから <u>廃止</u> を行う。	必要性が低く、徒歩圏域に代替機能を持つ公園等があること及び防災性の確保等ができることから <u>廃止</u> を行う。	必要性が低く、徒歩圏域に代替機能を持つ公園等があること及び現在の土地利用の状況から <u>廃止</u> を行う。	必要性が低く、徒歩圏域に代替機能を持つ公園等があること及び現在の土地利用の状況から <u>廃止</u> を行う。	

### 5.5.101 天王川公園



位置図



現況写真

2.2.2102 北公園

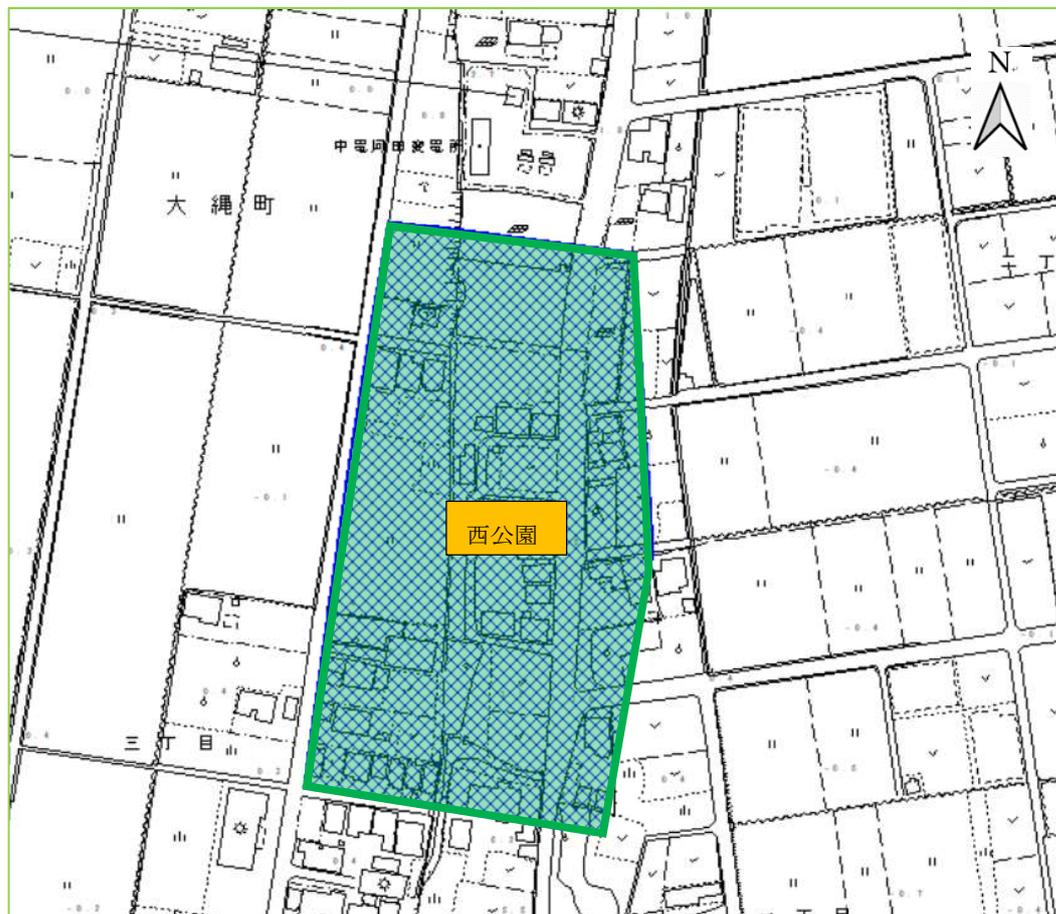


位置図



現況写真

### 3.3.211 西公園

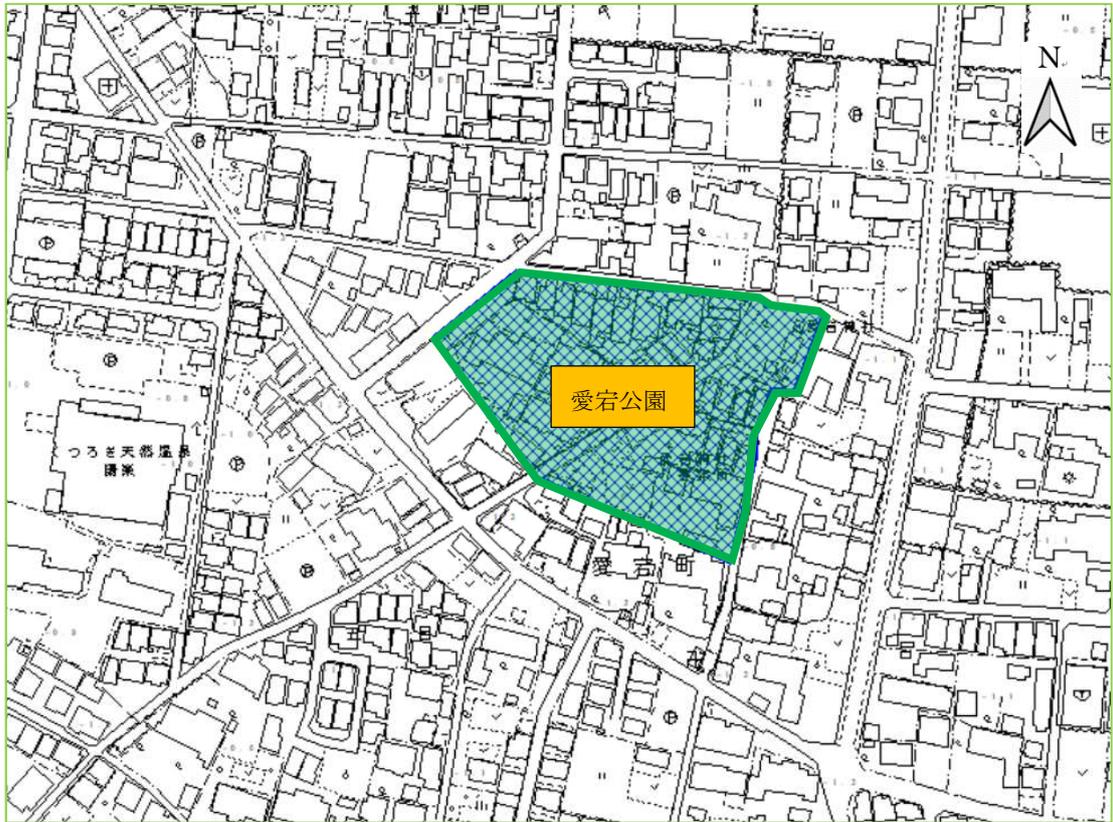


位置図

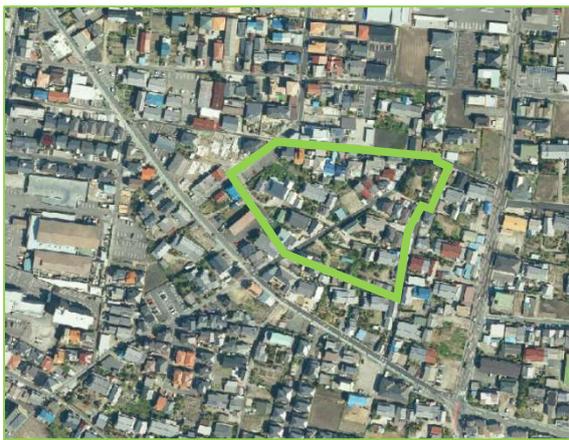


現況写真

### 3.3.212 愛宕公園

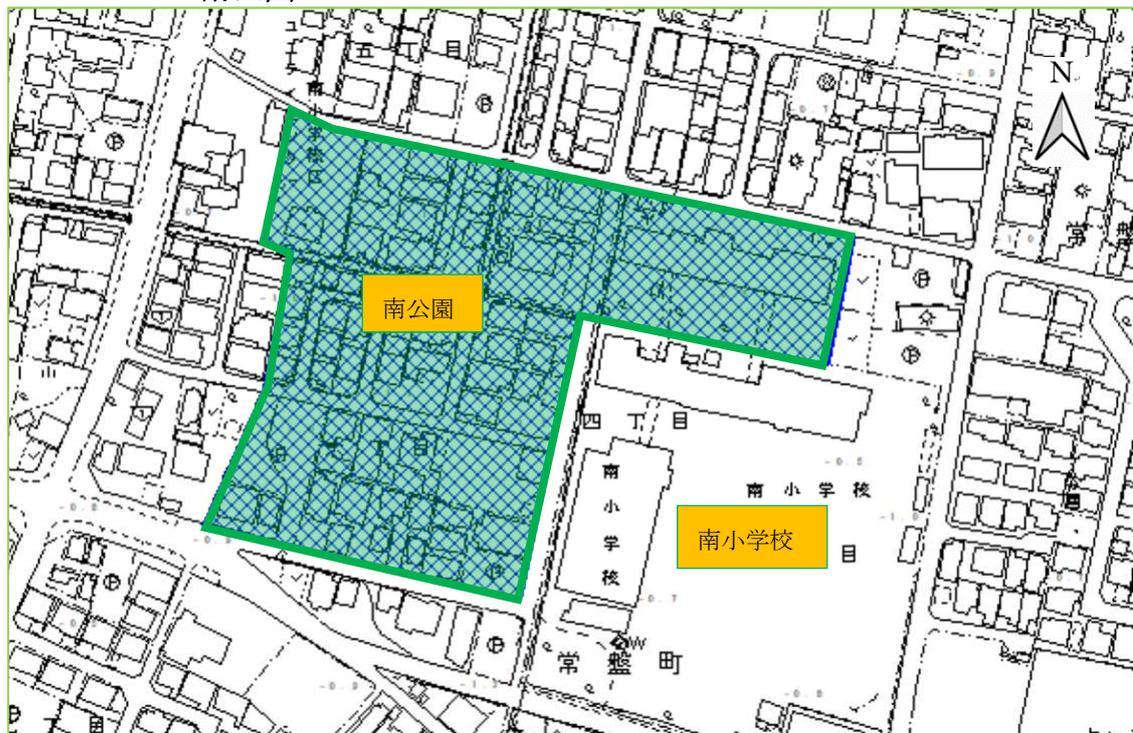


位置図



現況写真

### 3.3.213 南公園



位置図



現況写真

### 3. まとめ

当市は、第5次津島市総合計画の将来都市像として、「～未来につなぐ～住んでみたい住んでよかったまち 津島」を掲げ、都市づくりを進めているところであり、この達成に向け、道路、公園等のゆとりある公共空間や地域の個性や特性を活かした景観の形成を進めることとしています。

当市の都市計画公園は津島町時代の昭和14年に天王川公園外4公園を都市計画決定して以降、神守地区、神島田地区の合併を経て、津島市になり市街化の拡大や人口の増大に対応し、市民の休息、遊戯、運動等のレクリエーションのスペースを確保するため、これまで15公園を都市計画決定してきたところです。

昭和14年当時、防空・防災対策を主眼とする防空緑地機能の確保や、人口増加に伴うまちづくりを推進するため都市計画決定が行われました。

このような中、天王川公園は、一部未供用であるものの97.6%が供用開始しており、必要性、代替性、実現性を検証した結果、必要性が高く、事業中であることから存続することとします。ほか4公園は80年が経過しても整備に着手できておらず、必要性、代替性、実現性を検証した結果、必要性が低く、徒歩圏域に代替機能を持つ公園等があること及び防災性の確保等ができること、さらには都市計画決定時の背景である防空及び人口増加についても現在の状況と乖離があることから廃止を行います。

津島市 建設産業部 都市計画課

496-8686 津島市立込町2丁目21番地

0567-24-1111

令和6年7月